

記載例

農地における利用の意向について

所在・地番、地目、面積はあらかじめ印字しておりますので、内容に誤りがないか確認頂き、誤りがあれば見え消しで修正ください。

①～④の中から当てはまるものを選び、チェックを入れてください。また、自由記載欄に農地の現在の状況についてご記入ください。(裏面の記載要領及び下記の注1も確認のうえご記入をお願いします。)

令和 年 月 日

記入日を書いてください

668-8666
住所 豊岡市中央町2番4号
氏名 豊岡 太郎
電話番号 0796-23-1111

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から6月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

農家台帳の情報で送付していますので、別の方が回答される場合は、住所・氏名を見え消しで修正してください。連絡先は必ずご記入ください

記

※ それぞれ①～④で希望されるものにチェックしてください。

所在・地番	地目	面積 (㎡)	利用の意向				自由記載欄
			①農地中間管理機構の利用 (注1)	②自ら権利の設定または移転を行う	③自ら耕作	④その他	
中央町 3-5	田	600.00	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	例) 水はけが悪く作付が困難など
中央町 4	田	1500.00	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	例) 水稲作付、そばなど
中央町 5	田	300.00	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	例) 自己保全管理 (草刈実施)
以下余白							

(注1) 県で指定された団体が農地を借受け、地域の話し合いや所定の手続きを経て農地を効率的に利用いただける方を選定して貸し付ける事業です。

指定団体： 公益社団法人ひょうご農林機構

※市街化区域外のみ選択可能。また農地の所有者のみ選択可能。

※①を希望された場合については、農地の状況等により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(記載要領)

・届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

◀記載要領▶

- 利用予定のない農地について、公益社団法人ひょうご農林機構に貸し付けても良いとお考えの場合は、「①農地中間管理機構の利用」を選択してください。この場合、借り手が見つからない場合でも課税強化（固定資産税額が1.8倍となる）とはなりません。当該調査後、担い手等との貸し借りの調整ため、機構より書類等の送付や問合せがある場合があります。
- 「①農地中間管理機構の利用」を選択されても借受者が決定するまでは、草刈等の保全管理はご自身でお願いします。
- 「②自ら権利の設定または移転を行う」、「③自ら耕作」を選択されて、来年夏の農地パトロール時に選択されたとおりに実施されていない場合、課税強化（固定資産税額が1.8倍となる）となる場合があります。
- 「④その他」を選択される場合は、併せて自由記載欄に記入して下さい。（例：「草刈（自己保全）」、「農地としての利用は困難」、「農地以外へ地目を変更したい」など）
※農業上の利用を行う意思がないと表明された場合、課税強化（固定資産税額が1.8倍となる）となる場合があります。
- 今年夏に実施した農地パトロールの状況によりこの調査を送付しています。本状と行き違いに耕作・草刈等の保全管理をされた場合は、ご容赦いただきますようお願いいたします。併せて、耕作や草刈り等内容、時期等について自由記載欄に記入をお願いします。

農地を所有されている皆様へ

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫、有害鳥獣等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄や火災発生の原因になるなど、近接の農地や周辺住民の生活環境に大きな支障をきたす可能性があります。除草や病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。